

地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正の概要  
(令和3年6月14日条例第4号)

令和3年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の規定整備を行いました。  
改正の概要は以下のとおりです。

1 条例改正の概要

(1) 個人の市民税

ア 均等割の非課税及び減免における扶養親族（国外居住親族）の取扱いの見直し

均等割の非課税及び減免における扶養親族について、扶養控除の取扱いの見直しを踏まえ、年齢16歳未満の者及び扶養控除の対象となる扶養親族（16歳以上の扶養親族のうち、原則として30歳以上70歳未満の国外居住親族を除く。）に限ることとする。（第17条の3関係）

<参考> 扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し（令和2年度税制改正、令和6年1月1日施行）

- ① 30歳以上70歳未満の国外居住親族は、原則として扶養控除の適用対象外とする。
- ② ただし、以下の者は扶養控除の適用対象とできることとする。
  - ・ 留学ビザのコピーを提出した者
  - ・ 障害者控除を受けている者
  - ・ 送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者

<参考> 今回の見直しの対象となる措置

対象となる措置	軽減割合	所得要件
均等割の非課税 (第17条の3)	非課税（課税 されない）	合計所得金額 $\leq 35$ 万円 $\times$ 世帯人数 <sup>※1</sup> +10万円+21万円 <sup>※2</sup> ※1 世帯人員数は、本人のほか、同一生計配偶者及び <u>扶養親族</u> （以下「扶養親族等」という。）の合計数 ※2 加算額は、 <u>扶養親族</u> 等を有する場合のみ加算
失業者に 対する減免 (第35条1項2号)	全部	総所得金額等の合計額 $\leq 110$ 万円+30万円 $\times$ <u>扶養親族</u> 等の数
	5割	総所得金額等の合計額 $\leq 160$ 万円+30万円 $\times$ <u>扶養親族</u> 等の数
障害者、寡婦、ひとり親、被爆者に対する減免 (第35条2項1号)	5割	総所得金額等の合計額 $\leq 145$ 万円+30万円 $\times$ <u>扶養親族</u> 等の数

**イ 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の見直し**  
特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例<sup>※1</sup>について、特定保有株式<sup>※2</sup>を適用対象から除外する。(附則第19条の2の3関係)

※1 特定管理株式（特定口座で管理されていた上場株式等で、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定口座を開設する証券会社等に開設される特定管理口座において保管の委託がされている株式）等が当該特定管理株式の発行会社の清算終了等により価値を失った場合に、その無価値化による損失を株式等の譲渡損失とみなすという措置。

※2 平成21年1月4日において特定管理株式であった株式で、同月5日に株券の電子化の対象外であったことから特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことが証明されたもの。

**ウ 住宅ローン控除の延長等の見直し**

所得税における住宅ローン控除の見直し（控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長等）の対象者について、適用年の各年において、住宅ローン控除可能額のうち所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人市民税額から控除する。(附則第32条関係)

**<参考>所得税における措置**

- ・ 控除期間13年間の特例について延長し、一定の期間<sup>※1</sup>に契約した場合、令和4年末まで<sup>※2</sup>の入居者を対象とする。

※1 新築 ⇒令和2年10月1日から令和3年9月30日まで  
建売・中古・増改築等⇒令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

※2 現行要件：令和2年末まで（新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は令和3年末まで）

- ・ 上記の延長分については、合計所得金額1,000万円以下の者について床面積40㎡～50㎡（現行要件：50㎡以上）の住宅も対象とする特例措置を講ずる。

**(2) 固定資産税**

**ア 土地に係る据置年度における下落修正措置の継続（令和4年度及び令和5年度）**

地価が下落した土地について、修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合に、修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とする。(附則第8条の2，第11条，第11条の2関係)

(注) 都市計画税においても同様に修正した価格が都市計画税の課税標準となる。

## イ わがまち特例の一部廃止

国の示す割合を参酌して一定の範囲内において特例割合を条例で定める地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が導入されていた次の課税標準の特例措置が適用期限の到来をもって廃止されることを受け、当該特例措置に係る規定を削除する。（附則第34条関係）

## ○ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置

対象資産	機械及び装置，工具，器具及び備品，建物附属設備，一定の要件を満たす事業用家屋及び構築物 ※ 中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの
わがまち特例の内容	最初の3年度分について，固定資産税の課税標準の特例割合を，零以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。
本市で定める特例割合	零
適用期限	令和5年3月31日

(3) 軽自動車税

グリーン化特例（軽課）の見直し

軽自動車税の種別割において講じている，燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（通称「グリーン化特例（軽課）」）について，重点化等を行った上で2年間延長する。（附則第16条の5関係）

<参考>改正の概要（太枠内は改正箇所）

改正前			改正後		
取得期間：平成31年4月1日～ 令和3年3月31日			取得期間：令和3年4月1日～ 令和5年3月31日		
軽課年度：取得の翌年度分のみ			軽課年度：取得の翌年度分のみ		
区 分		軽減率	区 分		軽減率
自家用乗用車	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	75%軽減	自家用乗用車	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	75%軽減
	令和2年度(2020年度) 基準+30%達成	50%軽減		/	
	令和2年度(2020年度) 基準+10%達成	25%軽減			
営業用乗用車	電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減	営業用乗用車	電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減
	令和2年度(2020年度) 基準+30%達成	50%軽減		<u>令和12年度(2030年度)</u> <u>基準 90%達成</u>	50%軽減
	令和2年度(2020年度) 基準+10%達成	25%軽減		<u>令和12年度(2030年度)</u> <u>基準 70%達成</u>	25%軽減
軽貨物自動車	電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減	軽貨物自動車	電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減
	平成27年度(2015年度) 基準+35%達成	50%軽減		/	
	平成27年度(2015年度) 基準+15%達成	25%軽減			

(4) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

上記1(1)アの改正は令和6年1月1日から，上記1(2)イの改正は令和5年4月1日から，その他の改正は公布の日から施行する。

(参照)

現行京都市市税条例(抄)

(個人の均等割の非課税)

第17条の3 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、当該年度の初日の属する年の前年(以下この節において「前年」という。)の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有するときは、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

附 則

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第8条の2 本市の区域内の自然的及び社会的条件から見て類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、法附則第17条の2第1項に規定する修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地で、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(通常市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第11条 (前略)

4 令和元年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地(第6項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。)に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2第4項に定めるところによる。

5 令和元年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地(次項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。)に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2第5項に定めるところによる。

6 令和2年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2第6項に定めるところによる。

7 令和2年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2第7項に定めるところによる。

(田園住居地域内市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第11条の2 (前略)

4 令和元年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地(次項又は第6項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。)に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2の2第4項に定めるところによる。

- 5 令和2年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2の2第5項に定めるところによる。
- 6 令和2年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2の2第6項に定めるところによる。

**(軽自動車税の種別割の税率の特例)**

**第16条の5 (前略)**

- 2 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	1,000円
第70条第2号ウ(ウ) a(a)	6,900円	1,800円
第70条第2号ウ(ウ) a(b)	10,800円	2,700円
第70条第2号ウ(ウ) b(a)	3,800円	1,000円
第70条第2号ウ(ウ) b(b)	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のものに対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	2,000円
第70条第2号ウ(ウ) a(a)	6,900円	3,500円
第70条第2号ウ(ウ) a(b)	10,800円	5,400円
第70条第2号ウ(ウ) b(a)	3,800円	1,900円
第70条第2号ウ(ウ) b(b)	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のものに対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	3,000円
第70条第2号ウ(ウ) a(a)	6,900円	5,200円
第70条第2号ウ(ウ) a(b)	10,800円	8,100円
第70条第2号ウ(ウ) b(a)	3,800円	2,900円
第70条第2号ウ(ウ) b(b)	5,000円	3,800円

(以下略)

**(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)**

**第19条の2の3** 所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）、同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の2の3第5項に規定する政令で定める金額は法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、市民税に関する規定を適用する。

（以下略）

**(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)**

**第32条** 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

**(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例)**

**第34条** 法附則第64条の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第42条又は第43条の規定にかかわらず、法附則第64条に規定するところによる。この場合において、同条に規定する条例で定める割合は、零とする。